

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

《 第 2 1 条関係 》

◆ 減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更

- 国民健康保険税の減額の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げ、減額措置の拡大を図るものです。

区分	軽減判定所得	
	改正後	改正前
5割軽減	33万円+(<u>28万円</u> ×被保険者数)	33万円+(<u>275,000円</u> ×被保険者数)
2割軽減	33万円+(<u>51万円</u> ×被保険者数)	33万円+(<u>50万円</u> ×被保険者数)

※ 7割軽減の軽減判定所得は 33 万円に変更ありません。

[平成 3 1 年 4 月 1 日から施行]